

2023年4月26日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長  
和田隆宏

## 2023年 夏季一時金に関する要求書

厚生労働省が3月7日発表した1月の毎月勤労統計調査によると、1人当たりの賃金は物価の変動分を反映した実質賃金で前年同月比4.1%減少しました。10カ月連続の減少で、1月としては遡れる1991年以降で過去最大の減少幅となっています。物価高騰が歴史的な水準に達した中、23春闘では全ての企業における、物価高騰に見合う賃上げが強く求められています。3年目となった新型コロナウイルス感染症への対応に加え、これまで経験したことのない物価高騰が続く中、職員はどんな困難な状況であっても、都民の命を守り、暮らしを支え、公共交通や水道・下水道のライフラインを維持し、公教育を充実させるため、日夜、使命感を持って様々な職場で懸命に働いています。

昨年の交渉において、職員の例月給は初任層に重点を置き、若年層について引上げ改定となりましたが、事実上7年連続の給料表全体の改定は見送られ、一時金については引上げがあったものの、勧告には反映されていない物価高騰の影響を全ての職員が受けている中、全ての職員の賃金引上げ、会計年度任用職員の一時金引上げなどを実現できず、多くの職員が悔しい思いを抱いています。私たちは、都で働く職員であると同時に、自分や家族が健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。使命感だけで働き続けることはできません。

全国で最も生計費を要する首都圏で暮らす職員は、物価高騰が続き、実質賃金が減り続ける状況のもと、生活改善につながる大幅賃上げを切実に求めています。夏季一時金の支給月数を引き上げることは、職員の強い要求です。

また、定年前と同様に働いて責任を果たしているだけでなく、若手職員に対して技術・技能を継承する役割も担っている再任用職員の夏季一時金の支給月数を定年前職員同様とするよう強く求めます。さらに、一時金の支給が期末手当のみの会計年度任用職員は、2020年の支給開始初年度から2年連続して行われた一時金の引下げ、昨年については勤勉手当での引上げになったことにより、引下げだけを押し付けられています。常勤職員と一体となって都政を担っている会計年度任用職員の夏季一時金の支給月数を常勤職員と同様に引き上げるよう強く要求します。

都民の命と暮らしを支え、都の行政サービスを低下させないため懸命に働いている職員が、安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、全ての職員の夏季一時金を下記のとおり支給することを要求し、誠意ある回答を求めます。

### 記

- 1 夏季一時金2. 7月分を6月30日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること
- 2 上記に対する回答を5月24日までに行うこと